

## 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の サービス提供体制確保事業補助金交付要綱

### 第1 趣旨

知事は、新型コロナウイルス感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するため、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業を実施する介護サービス事業所等（静岡県内の事業所。政令市を含む。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

この要綱において「緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業」とは、令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和5年3月28日付け老発0328第3号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき実施する事業をいう。

### 第3 補助の対象及び補助額

別表1及び2のとおりとする。

### 第4 交付の申請

#### (1) 書類の提出

補助金を申請する者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

#### (2) 提出期限

別に定める日まで

### 第5 交付申請書等の受理

知事は、申請者から第4の交付申請書の提出を受けた場合、添付書類を確認した上で受理するものとする。

### 第6 交付の決定

知事は、交付申請書を受理したときは、当該申請を審査し、補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

### 第7 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

#### (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）

イ 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）

ウ 事業を中止し、又は廃止する場合

#### (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告してその指示を受

けなければならない。

- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（市町以外の者にあつては、単価 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業者が市町等の場合、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (7) 補助事業者が市町等以外の場合、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

#### 第 8 交付申請の取下げ

申請者は、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

#### 第 9 変更交付申請

補助事業者が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合は、事情の変更した日から知事が指定した日までに変更交付申請書（様式第 2 号）により、知事に提出しなければならない。

#### 第 10 補助金の交付方法

補助金の支払は、原則として精算払いとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払いができる。

## 第 11 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事の要求があったときは、速やかに実施状況を知事に報告しなければならない。

## 第 12 実績報告

事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日（事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認通知を受理した日から 30 日を経過した日）または令和 6 年 4 月 8 日のいずれか早い日までに実績報告（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

なお、令和 4 年度分については、補助金の交付決定のあった日から起算して 30 日を経過した日までに実績報告書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

## 第 13 交付の確定等

知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、第 12 の実績報告等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

## 第 14 請求の手続き

補助事業者は、次の書類を知事に提出するものとする。

### (1) 提出書類

請求書（概算払請求書）（様式第 4 号）

### (2) 提出期限

補助金交付確定通知書（概算払いの場合は補助金交付決定通知書）を受領した日から起算して 10 日を経過した日まで。

## 第 15 補助金の精算

補助事業者は、概算にて補助金の交付を受けた場合は、第 13 の額の確定及び超過交付の返還後、速やかに精算書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

## 第 16 決定の取消し

知事は次の各号のいずれかの事実が判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付申請書の内容が事実と異なること。

(2) 誓約書（別紙 1 - 4）で誓約した内容が守られていないこと。

## 第 17 返還

(1) 補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させることとする。

(2) 第 13 の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

## 第 18 加算金及び延滞金

(1) 補助事業者は、第 16 の規定により補助金の交付の決定の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した

額)100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (2) 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第18(1)の規定の適用については、返還の請求を受けた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還の請求を受けた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還の請求を受けた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- (4) 第18(1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還の請求を受けた補助金の額に達するまではその納付金額は、まず当該返還の請求を受けた補助金の額に充てられたものとする。
- (5) 第18(2)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- (6) 知事は、補助事業者が第18(1)又は(2)の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

#### 第19 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社又は一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等(以下、「本部等」という。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

##### (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

##### (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

##### (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該

補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合も含む。）には、その金額（(1) 又は (2) により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第6号）により速やかに、知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

#### 第20 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

##### 附 則

この要綱は、令和4年度、令和5年度分の補助金に適用する。

##### 附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、令和4年度、令和5年度分の補助金に適用する。

##### 附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和4年度、令和5年度分の補助金に適用する。

別表1

補助対象事業及び事業内容	補助対象経費	基準額	補助額
緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業	事業実施に必要な経費のうち、報酬、給与、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費	別表2に定める額	補助対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額。 なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

【別表2】新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業(基準単価)

基準単価(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)									
助成対象		事業所・施設等の種別(※1)		(1) 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業	(イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所	(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等			
		各サービス共通		各サービス共通					
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	537	/事業所	537	/事業所	268	/事業所
	2		大規模型(Ⅰ)	684	/事業所	684	/事業所	342	/事業所
	3		大規模型(Ⅱ)	889	/事業所	889	/事業所	445	/事業所
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		231	/事業所	231	/事業所	115	/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所		226	/事業所	226	/事業所	113	/事業所
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564	/事業所	564	/事業所	282	/事業所
	7		大規模型(Ⅰ)	710	/事業所	710	/事業所	355	/事業所
	8		大規模型(Ⅱ)	1,133	/事業所	1,133	/事業所	567	/事業所
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		27	/定員	-	-	13	/定員
訪問系	10	訪問介護事業所		320	/事業所	-	-	160	/事業所
	11	訪問入浴介護事業所		339	/事業所	-	-	169	/事業所
	12	訪問看護事業所		311	/事業所	-	-	156	/事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所		137	/事業所	-	-	68	/事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508	/事業所	-	-	254	/事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所		204	/事業所	-	-	102	/事業所
	16	居宅介護支援事業所		148	/事業所	-	-	74	/事業所
	17	福祉用具貸与事業所		-	-	-	-	282	/事業所
多機能型	18	居宅療養管理指導事業所		33	/事業所	-	-	16	/事業所
	19	小規模多機能型居宅介護事業所		475	/事業所	-	-	237	/事業所
入所施設・居住系	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所		638	/事業所	-	-	319	/事業所
	21	介護老人福祉施設		38	/定員	-	-	19	/定員
	22	地域密着型介護老人福祉施設		40	/定員	-	-	20	/定員
	23	介護老人保健施設		38	/定員	-	-	19	/定員
	24	介護医療院		48	/定員	-	-	24	/定員
	25	介護療養型医療施設		43	/定員	-	-	21	/定員
	26	認知症対応型共同生活介護事業所		36	/定員	-	-	18	/定員
	27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)		37	/定員	-	-	19	/定員
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)		35	/定員	-	-	18	/定員
対象経費		<p>○(ア)①及び②に該当する事業所・施設等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>○職員等の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(別添1のとおり。介護施設等に限る)</p> <p>○職員等の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>○介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用</p> <p>○感染性廃棄物の処理費用</p> <p>○感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用</p> <p>○通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)</p> <p>※なお、①、②については、代替サービス提供期間の分に限る</p> <p>○(ア)③に該当する施設等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>○職員等の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 一定の要件に該当する自費検査費用(別添1のとおり。介護施設等に限る)</p> <p>○(ア)④に該当する高齢者施設等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用(令和5年5月7日までは別添2-1のとおり、令和5年5月8日以降は別添2-2のとおり(高齢者施設等に限る。))</p>		<p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>○通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)</p> <p>※なお、①、②については、代替サービス提供期間の分に限る</p>		<p>【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】</p> <p>○感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p>			
助成額		<p>・1事業所・施設等につき、(1)(ア)、(1)(イ)、(1)(ウ)それぞれを基準単価まで助成することができる。</p> <p>・令和5年10月1日以降に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4,000円を補助上限とし、1月あたり20,000円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり20,000円を補助上限の限度額とする。</p> <p>・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>なお、(1)(ア)(ただし、令和5年4月1日以降に生じた助成額については、(1)(ア)④を除く)及び(ウ)の事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。</p>							

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により助成する。
- 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により助成する。
- 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※2 「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

※3 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が※2の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。

## 【別添1】

本交付要綱別表2の対象経費に記載する経費のうち、「(ア) ①及び②に該当する事業所・施設等の場合の①」及び「(ア) ③に該当する施設等の場合」に記載の「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

### 1 助成対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体が実施する場合には行政検査として取り扱うこととされていることを踏まえて、介護施設等を対象とする。

### 2 対象施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

### 3 助成の対象者及び要件

2の対象施設等において、以下に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

#### (1) 対象者

以下、①及び②などの者に対して介護施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合

① 感染者と同居する職員

② 面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者

#### (2) 助成の要件

3 (1) に該当する者で、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること

② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて提出すること。

※感染者が確認された場合には、行政検査として扱われる場合は本事業の対象とはならない。

### 4 助成の上限額

自費での検査費用の一人1回あたりの補助上限額は2万円を限度とする。ただし、別表2の基準単価の範囲内とする。

### 5 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

本交付要綱別表 2 の対象経費に記載する経費のうち、「(ア) ④に該当する高齢者施設等の場合」に記載の「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、令和 5 年 5 月 7 日までは以下のとおりとする。

## 1 助成対象

新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した高齢者施設等を対象とする。

## 2 対象事業所・施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

## 3 助成の要件及び内容

### (1) 助成の要件

2 の対象事業所・施設であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

① 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

② 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、3 (2) ①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※なお、①及び②については、別紙 1-5 補助対象事業所・施設に関する確認書に記載し、本事業の申請書と併せて県に提出すること。

また、3 (2) ①～⑤に加え、以下の③、④のいずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

③ 令和 4 年 1 月 27 日以降において 2 の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること（※）。

※ 令和 4 年 3 月 21 日時点で緊急事態措置等を実施すべき区域とされている県については、緊急事態措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、③の要件を満たすものとする。

④ 小規模施設等（定員 29 人以下）にあつては施設内療養者が同一日に 2 人以上、大規模施設等（定員 30 人以上）にあつては施設内療養者が同一日に 5 人以上いること。

※ 別添 2 - 1 でいう「施設内療養者」は、令和 4 年 9 月 30 日までに発症した者については、発症後 15 日以内の者とする。

令和 4 年 10 月 1 日以降に発症した者については、発症日から起算して 10 日以内の者（発症日を含めて 10 日間）とする。ただし、発症日から 10 日間経過しても、症状軽快\*後 72 時間経過していないために、基本となる療養解除基準



(発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快\*後72時間経過)を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする(ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする)。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

\* 無症状患者(無症状病原体保有者)について、陽性確定に係る検体採取日が令和5年1月1日以降の場合は、当該検体採取日から起算して7日以内の者(当該検体採取日を含めて7日間)を「施設内療養者」とする。なお、陽性確定に係る検体採取日が令和4年12月末日までの場合は、当該検体採取日を発症日として取り扱って差し支えない。

\* 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

## (2) 実施すべき内容

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング(汚染区域と清潔区域に分ける)の実施
- ③ コホーティング(隔離)の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

## 4 助成の上限額

### (1) 令和4年9月30日までに施設内療養者となった者

2の対象事業所・施設における施設内療養者一人あたりの上限額は15万円とする。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助する。

また、3(1)③、④を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する(一人あたり最大15万円を追加補助)。

### (2) 令和4年10月1日以降に施設内療養者となった者

施設内療養者一人あたり一日1万円を補助する(一人あたり最大15万円を補助。)

また、3(1)③、④を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する(一人あたり最大15万円を追加補助。)

なお、補助額は別表2の基準単価の範囲内(ただし、令和5年4月1日以降に生じた助成額については、令和5年度に適用する基準単価の範囲外とする。)とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

## 5 その他

本助成は、国実施要綱3(1)イの対象経費の「(ア) a. ア(ア)①から③に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての助成が可能である。

本交付要綱別表2の対象経費に記載する経費のうち、「(ア)④に該当する高齢者施設等の場合」に記載の「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、令和5年5月8日以降は以下のとおりとする。

### 1 助成対象

新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患して施設内療養することとなり、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した高齢者施設等を対象とする。

### 2 対象事業所・施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

### 3 助成の要件及び内容

#### (1) 助成の要件

2の対象事業所・施設であって、以下の①～④の要件全てに該当する場合とする。

- ① 施設内療養時の対応の手引きを参考に、3(2)①～⑥を実施した高齢者施設等であること。

※なお、①については、別紙1-5補助対象事業所・施設に関する確認書に記載し、本事業の申請書と併せて県に提出すること。

- ② 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること（自施設の医師が対応を行う場合も含む）。

- ・施設からの電話等による相談への対応
- ・施設への往診（オンライン診療を含む）
- ・入院の可否の判断や入院調整

- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること。

- ④ 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であること。

※②から④については、参考3のチェックリストに記載して、事前に県に提出することとし、チェックリストで示された要件を満たす必要がある。なお、チェックリストの提出方法等については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等を踏まえた県からの依頼内容に基づき対応することとする。

また、3(2)①～⑥に加え、以下の⑤を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑤ 施設内療養者が定員規模に応じて以下の人数を満たすこと。

	令和5年5月8日 から9月30日まで	令和5年10月1日 以降
小規模施設等 (定員29人以下)	同一日に2人以上	同一日に4人以上
大規模施設等 (定員30人以上)	同一日に5人以上	同一日に10人以上

※ 別添2-2でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間を経過していなくても、発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快\*1から24時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて3(2)①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで\*2「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快から72時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで\*2「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

\* 無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から7日間を経過していなくても、発症日から5日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて3(2)①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。

\* 1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

\* 2 療養期間中であっても、3(2)①～⑥の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。

## (2) 実施すべき内容

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（汚染区域と清潔区域に分ける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施
- ④ 担当職員を分ける等の勤務調整
- ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・報告フローの確認

## 4 助成の上限額

施設内療養者一人あたり以下の金額を補助する。

	令和5年5月8日 から9月30日まで	令和5年10月1日 以降
3(2)①～⑥を満たす 場合の補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)
上記に加えて3(1)⑤の要件を満たす場合の追加補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)

なお、補助額は別表 2 の基準単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は 1 施設あたり 200 万円、大規模施設等は 1 施設あたり 500 万円を限度額とする。

#### 5 その他

本助成は、国実施要綱 3 (1) イの対象経費の「(ア) a. ア (ア) ①から③に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての助成が可能である。